

令和 3 年 度

教育委員会定例会（7月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

1 開催日時・場所

令和3年7月28日(水) 10時00分から11時15分まで  
四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	竹内 千佳夫
委 員	佃 千春
委 員	河田 文

3 事務局出席者

教 育 部 長	阪本 武郎	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	木村 実
教育部副参事兼学校 給食センター所長	賀藤 久道	学校教育課人権教 育・教科指導担当課 長兼教育センター長	花岡 純
教育総務課長	板谷 ひと美	生涯学習推進課長	安田 美有希
青少年育成課長	勝村 隆彦	教育部上席主幹兼主任 (生涯学習推進担当)	村上 始
公民館長兼主任	神本 かおり	図書館長兼主任兼田原 図 書 館 主 任	田中 学
学校教育課主幹	大間知 潤	施設再編室課長	北田 真一

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 井上 裕可

5 付議案件

議案 第17号	令和4年度使用教科用図書(中学校歴史的分野)の採択について
議案 第18号	四條畷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について
議案 第19号	四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第20号	四條畷市立公民館の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第21号	四條畷市立教育文化センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第22号	四條畷市市民総合センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

報告 第14号 四條畷市教育委員会指定管理者選定・評価委員会委員の委嘱について  
その他 (仮称) 四條畷市教育振興基本計画の枠組み・骨子について  
四條畷市公共施設再編検討会の検討状況について

<p>植田教育長</p>	<p>只今から7月の教育委員会定例会を開催いたします。  それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項にもとづき、会議録署名者の指名をおこないます。  本日の会議録署名者は、 佃委員にお願いいたします。  それでは議事に入ります。  議案第17号 令和4年度使用教科用図書（中学校歴史的分野）の採択について、を議題とします。  事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>花岡学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>議案第17号 令和4年度使用教科用図書（中学校歴史的分野）の採択についてです。  まず、これまでの経緯を先に確認いたします。  令和3年度において、中学校歴史的分野の教科書が新たに発行されたことに伴い、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条第3号により採択替えをおこなうことも可能となりました。  このことを受け、令和4年度に四條畷市立中学校で使用する教科用図書（中学歴史的分野）の採択を適正におこなうため、6月教育委員会定例会で示した流れのとおり、大阪府教育委員会から提供される中学校教科用図書選定資料、市教育委員会の調査資料、要望書、市民アンケート、及び令和2年度における採択の理由や検討の経緯や内容等を判断材料にして採択事務を進めていくこととなりました。</p> <p>今回の提案理由としましては、令和4年度に四條畷市立中学校で使用する教科用図書（中学校歴史的分野）の採択を求めるため、本案を提案いたしました。</p> <p>それでは、お配りさせていただいております、現在使用している教育出版「令和3年度使用中学校教科用図書 調査事項」及び新しく発行された自由社の「令和4年度使用中学校教科用図書 調査事項」について事務局より報告させていただきます。</p> <p>なお、本日は、この調査事項等をもとにして、本市公立中学校で来年度から使用します教科用図書（中学歴史的分野）について、どちらの発行者の教科書を採択するか決定していただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p> <p>植田教育長</p> <p>ありがとうございます。  昨年度、7社のうちから採択をおこなっています。</p>

<p>(植田教育長)</p> <p>大間知学校教育課 主幹</p>	<p>従いまして、その採択結果、採択した1社と今回の1社の合わせて2社に 絞り、審議を進めてまいりたいと思います。</p> <p>それではまず事務局より、報告をお願いします。</p> <p>四條畷市教育委員会事務局 大間知と申します。 採択にあたり、調査研究した内容について、特徴をご報告させていただきます。</p> <p>まずは、昨年度採択して現在使用している教育出版について、昨年度の調 査事項を参考にお伝えします。</p> <p>教育出版の教科用図書ですが、内容について、小単元のタイトルが生徒の 興味を引くような記述となっている。</p> <p>また、生徒の発達段階に応じた文の量とわかりやすい表現で記述されてお り、歴史的事象の意味や意義、事象間のつながりが丁寧に説明されている。</p> <p>補充的、発展的な学習としては、「歴史学習の終わりに」では、今日的な課 題とその解決について、SDGs（持続可能な開発目標）達成の観点から探 究・構想し、まとめる活動を取り入れるなど、生徒が主体的に関わることが できるよう取り扱われている。</p> <p>詳細は紙面をご覧ください。</p> <p>次に、新しく発行された自由社について、事務局で調査研究した内容に関 する調査事項を報告いたします。</p> <p>自由社の教科用図書ですが、各章のはじめには、小学校で学んだ人物を中 心に紹介し、小学校での学びのつながりを意識しながら、歴史の大きな流れ が捉えられるよう配慮されている。</p> <p>章末の復習問題のページに、問題形式で知識を問う内容があり、学習の定 着を図るための創意工夫がされている。</p> <p>補充的、発展的な学習として、ページ右下の欄に「チャレンジ」欄が設け られており、生徒が主体的に考察したり、思考判断したことを説明したり、 議論したりするための工夫がされている。</p> <p>例えば、キーワードを使って説明する、歴史文化の特徴を表にまとめる等 の活動例が示されている。</p> <p>詳細は紙面をご覧ください。 報告は、以上でございます。</p> <p>植田教育長</p> <p>ありがとうございます。 併せまして、昨年度の採択時の観点について、ここで確認をさせていただきます。</p>
---------------------------------------	--

<p>(植田教育長)</p>	<p>1つは、歴史を俯瞰し、大局的見地で捉えるという観点、次に、過去に学び本質的課題の解決を図り、未来へ繋げるという観点、そして、生徒の興味関心を喚起し、そこからより深い学びへと繋げるという観点、このような観点が現在の採択結果となっています。</p> <p>それでは、委員の皆さまの教科書を読まれての意見をお願いします。</p>
<p>河田委員</p>	<p>どちらの教科書についても、とても文字が見やすく、写真や資料も豊富でとても良い教科書だと思いました。</p> <p>課題ごとに歴史のものさしが表示されていることで、歴史の流れや繋がりがわかりやすくなっていると思います。</p> <p>また、コラムについてもどちらの教科書にもあるので、これは本当に子どもたちの歴史への興味が湧く内容だと感じます。</p> <p>そのなかで、教育出版の教科書には、課題のなかにキーワードがところどころ出てくるのですが、私はこれが良いと思いました。</p> <p>短い言葉というものはとても頭に入りやすく、キーワードを見た瞬間にこれはどのようなものだったかと子どもたちが考えることができ、わからなければその場ですぐに教科書を見て確認ができるという点が、大変工夫されていると感じました。</p>
<p>佃委員</p>	<p>昨年度の採択の際に、様々な歴史の教科書を読むなかで、最終的に教育出版の教科書を採択するまでの経緯を思い出しますと、やはり教育出版の教科書は、今読んでも改めてわかりやすいなどの特徴があるのですが、もし自由社の教科書を採択するのであれば、それを超えるもっと素晴らしい教科書でなければならないと思いながら、教科書を読ませていただきました。</p> <p>私は、先ほど教育長がおっしゃった観点的なかで、特に生徒がどのように主体的に学べるのかという観点は非常に大事にしていた観点ですので、そこをより重要と考えて教科書を見させていただきました。</p> <p>自由社の教科書は、それぞれの単元の最後にまとめの部分があるのですが、その単元末の時代の特徴を考えるページが大変わかりやすくつくられていて、例えばグループ活動であっても、個人の学びであっても、わかりやすくまとめていくことができる良いページだと感じました。</p> <p>一方、教育出版の教科書は、どちらかという答えまで追っていくのではなく、子どもたちがじっくり考えていくようなページ展開になっているので、これからの学びという点では、教育出版の方が展開を色々と考えられるのではないかと思います。</p>

(佃委員)

もう1点大切な観点は、先ほど教育長がおっしゃったなかで、やはり、歴史というものは過去に学んで今日的課題の解決を図るといふ点でとても大事なことだと思います。

教育出版の教科書は、未来を拓くというこの教科書全体のタイトルにありますように、SDGsというこれからの有用な課題を丁寧に扱っていたりといった現代的課題について、興味深く学習ができる工夫がされていたと思います。

そのような点で考えますと、どちらかという自由社の教科書は過去をしっかりと学ぶ、過去に対してどのようであったかをじっくりと学ぶページが多かったと感じます。

その辺は、府の選定資料の文章量が載っているページや事務局から報告いただいた調査事項のなかからも伺えたと思います。

最後に、学校からの意見書も読ませていただきましたが、自由社の教科書で授業をしてみたいといった意見も特段見受けられませんでしたので、教育出版の教科書を使いながら、新しく歴史の授業をすすめられているところなのだと感じました。

山本教育長職務代理者

自由社の教科書を読ませていただいて、学校の意見書にもあるのですが、地域の歴史を調べるという体系的な学習への工夫がとても真新しいものであったと感じました。

序章の歴史の捉え方というところで、今お話しした地域の歴史を調べるというところと、人物をとおして時代を捉えるという観点があつたので、歴史の学習に入りやすいと感じました。

両社を比較し、教育出版については、昨年度選定したときにも同じような言葉がありましたし、本日の教育委員会の事務局からの報告からもありましたように、導入の部分で非常に入りやすい形式となっています。

章タイトルがありますが、これによって子どもたちが章に関心を持つという部分で良いのではないかと思います。

また、全体の歴史の流れがわかりやすく、佃委員が言われたように、考える、話し合うあるいは調べるという子どもたちの主体的な学びという観点がベースになっていると思います。

一方、自由社の教科書は、先ほど言いましたような良いところもありますが、子どもたちが学習するには多くの予備知識が必要だと感じました。

一言で言うと、難しい教科書だと思います。

考えるというよりもむしろ、歴史とはこうである、と教えるような観点になっていると感じます。

(山本教育長職務  
代理者)

その部分が顕著に表れているのが最後の部分で、自由社の教科書で言えば歴史のまとめのページで、今の世界があるのは先人たちのおかげだという内容のまとめと教えがありました。

一方で教育出版の教科書は、「歴史学習の終わりに」というページで、未来構想を子どもたちが考えていくことができる形になっていたかと思います。

SDGsの話もそうですが、国際連合などの国際社会へのアプローチが明確になっていました。

このような観点から考えて、昨年度採択した教育出版が本市にはふさわしいと考えます。

竹内委員

私も両社の教科書を読ませていただき、どちらの教科書も、文章、写真やイラスト、資料など、非常に綺麗で見やすく、生徒が歴史に興味をもって学習できるような教科書であると感じました。

自由社については、各章のはじめに、小学校で学習した人物を中心に紹介していて、小学校での学びとの繋がりを意識しながら、歴史の大きな流れをつかむことができるように工夫されており、スムーズに学習を始めることができると思いました。

教育出版については、教科書の導入部で歴史すごろくというものが掲載されていて、歴史への興味関心をひきつけ、これから歴史の学習をはじめていく子どもたちの意欲づけにもなっていると思いました。

自由社の教科書では、各章の最後に復習問題が一問一答形式や地図問題等が掲載されており、学習したことを自分で確かめることで定着を図るような工夫が感じられました。

また、対話とまとめの最後のページでは、キャラクター同士の対話によって、時代の特色が捉えられるように配慮されているとも感じました。

教育出版の教科書は、歴史の窓や歴史を探ろうなどのコラムで、個に応じた学習にも対応できるよう、少し掘り下げた内容等も掲載されていて、興味関心をより広げていけると感じました。

また、各章の最後のまとめでは、学習のまとめと表現というものを設けており、ネットや地図で学習内容を整理し復習をしながら、自分なりの考えを持ち、話し合いや説明ができるようにされている部分が、発展的な学習につながっていく良さを強く感じました。

山本教育長職務代  
理者

学校からの意見書を読ませていただいたなかで、現在使用されている教育出版の教科書についての問題は感じませんでした。使用して4ヶ月が経過



<p>(山本教育長職務代理者)</p>	<p>した今、事務局で、現在の教育出版の教科書についての現場の先生方の声は届いていますでしょうか、何かあれば教えてください。</p>
<p>花岡学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>今使用している教育出版の教科書について、特に問題があるとか使いにくいといった意見は学校から上がっていないので、子どもたちの学びに合った内容で進められていると思います。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他になにかございますか。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、皆様のご意見をまとめますと、まず1つめに、歴史を俯瞰して大局的見地で捉えるという編集内容である点、2つめに、過去に学び今日的課題の解決を図り未来へ繋げる、とりわけSDGsや国連の活動へのブリッジ等も挙げられていました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それから3つめの観点として、生徒の興味関心を喚起して、そこから考え、より主体的に深い学びへと進める、これは目次やタイトルでまずはしっかりとおさえて、そして発展をさせていく。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>このような点に加えて、先ほど学校現場からの意見にもありましたが、昨年度、4年先を考えて採択をした教科書が実際に使われている現状も踏まえて、これを継続していくという必要性、このような観点から、教育出版がよりふさわしいと思われませんが、教育出版を採択することと決定してよろしいですか。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議なしと認め、「社会の歴史的分野」の教科書は、教育出版の教科書を採択することとします。</p>
<p>花岡学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>最後に、令和4年度に、四條畷市立小学校で使用する教科用図書の採択及び令和4年度に、四條畷市立中学校で使用する中学校社会歴史的分野以外の教科用図書の採択について報告いたします。</p>
<p>花岡学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』第14条(同一教科用図書を採択する期間)に「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」とあります。</p>
<p>花岡学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>この法のなかでいう政令で定める期間とは、『義務教育諸学校の教科用図書</p>

(花岡学校教育課人  
権教育・教科指導担当  
課長兼教育センター  
長)

植田教育長

木村教育部次長兼  
学校教育課長

の無償措置に関する法律施行令』第15条(同一教科用図書を採用する期間)に「法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採用する期間は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採用する場合を除き、四年とする。」とあります。

従いまして、小学校の教科書については、令和2年度と同一の教科書を中学校の歴史的分野以外の教科書については、令和3年度と同一の教科書を採用しなければならないことをご報告いたします。

これをもって、議案第17号 令和4年度使用教科用図書(中学校歴史的  
分野)の採択についての審議を終了します。

本日以降、事務局のほうから大阪府教育委員会に対して報告をあげていただきます。

それでは次に移ります。

議案第18号 四條畷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する  
規則の制定についてを議題といたします。

事務局から、本件についての内容説明を願います。

四條畷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定につ  
いてです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定によ  
り、四條畷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を制定す  
ることについて議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第  
47条の5第1項の規定に基づき設置する、学校運営協議会に関し必要な事  
項を定める規則を制定するため、本案を提案したところです。

内容について説明させていただきます。

次の資料をご覧ください。

四條畷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の概要につ  
いてです。

題名、制定理由、制定の概要については記載のとおりで、関係課との調整  
につきましては特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する  
条例について人事室、総務課と調整しているところです。

次に、四條畷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(案)  
をご覧ください。

規則の詳細をお示しします。

(木村教育部次長  
兼学校教育課長)

第1条から順に趣旨、協議会の目的、設置、委員の任命、承認、学校運営に関する意見の申出、学校運営に関する評価、住民参画の促進等のための情報提供、委員の服務、委員の報酬、委員の解任、会長及び副会長、会議、会議の公開、研修、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置、委任について示しています。

施行予定日といたしましては令和3年10月1日とし、ご可決賜りましたら、令和3年市議会定例議会において、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」と題し、四條畷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定に伴い、四條畷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表に学校運営協議会委員の報酬について記載をおこなうための議案を提出する予定にしています。

なお、令和3年度のモデル校としては四條畷中学校区とし、現在各校の評議員会議に出向き、地域方々との情報交換をおこなっている最中にあります。

以上、四條畷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定についてご審議いただきますようお願いいたします。

植田教育長

ありがとうございます。

本件について、質疑等あればお願いします。

山本教育長職務代  
理者

規則を読ませていただいて、何点か疑問に思うところがありましたので、順次申し述べたいと思います。

まず第2条に、協議会の目的が書かれています。

必要な支援について協議する機関と書かれていました。

責任及び権限については、教育委員会と校長という形で決められています。

このなかで、1点めは、協議する機関と書かれていますが、第5条に、毎年度基本方針を策定して協議会の承認を得るとなっており、その承認の内容が、教育課程の編成に関する事、学校経営計画に関する事となっています。

これは、学校の運営に関する大部分が承認となっていて、これを承認するとなると、実際の現場には大変な苦勞になるかなと思います。

基本的な部分についての承認というのは、国の法律でも決まっていますので、それはすべきと思いますが、教育課程のすべて、学校経営計画のすべてを承認するという事については、実態にそぐわないのではないかと思います。

実際、校長のマネジメントでカリキュラム等をつくられていきます。

(山本教育長職務  
代理者)

そのときには、校長の自主性や主体性が当然生かされなければなりませんし、そういうところのすべてに亘って承認するとなると、学校現場にとっては困難が伴うかなと思います。

同じく、第6条に、協議会は対象学校の運営全般について、教育委員会または校長に対し意見を述べると書かれていますが、この意見の内容が、何に対して述べられるのかがわかりません。

文言の問題かとは思いますが、協議会は教育委員会にどのような形で意見を述べるのか、校長を通じて意見を具申することになるのかとは思いますが、その部分が記載されていませんので、教育委員会に対して意見を述べる具体的な方法等を明記する必要があるかなと思います。

これらの観点から、承認の内容及び協議する内容について、もう少し規定を細かくしておかないと、学校現場が混乱するかなと感じています。

それからもう1点、第2条で言いました校長の権限についてですが、第3条以降、校長に関する記述が全くありません。

第4条の委員の任命は、教育委員会が任命する形になっていますので、校長の意見が入る余地がありません。

この学校運営協議会の庶務関係の事務局についての記述がありませんが、これについても教育委員会が担う形になると思いますので、実際に校長がこの学校運営協議会に関与することはないのかなと思います。

この文面では校長の権限と書いてありますが、実際には、校長には全く関与する権限がないと思います。

この点から、校長は学校のマネジメントをする1番中心の職であり、リーダーシップをとらなければなりませんので、校長の権限をある程度明確にするべきではないかなと考えています。

あと、細かいところですが、協議会の委員が20人となっています。

20人以内ですので、6人や10人も可能ではありますが、20人となりますと、もちろん兼務する人もいるとは思いますが、本市で百数十人が関わることとなりますので、人数的に20人以内というのは少し多いのではないかなという印象をもっています。

同じく、任期が原則6年となっていますが、各学校においては、地域の住民の人がおられないと学校が困るということがあると思いますので、6年という任期に妥当性があるのかどうかは気になるところです。

もう1点、第14条の会議の公開のところ、協議会の会議は特別な事情がない限り公開となっていますが、特別な事情が不明確ですので、記載すべきだと感じました。

竹内委員

私も疑問に思ったところがあります。

それは、協議会の目的が第2条にも書かれているように、学校運営及び当該運営の必要な支援に関して協議する機関と記載されており、校長の権限及び責任のもと、保護者及び地域住民等による学校運営への参画、支援及び協力を促進することで、学校と保護者、地域が一体となった学校運営となっていくと思うのですが、それに対して先ほど職務代理が言われたとおり、第5条で、協議会の承認を得なければならないと記載されているところが、協議会の権限として非常に気になります。

学校運営というものは、校長裁量と言いますか、校長の責任でなされるものであって、協議会が置かれることによって校長の位置づけが、第4条に対象学校の校長及びその他の職員と記載があるように、協議会の一委員となっているように感じます。

この協議会によって、校長が学校運営に支障をきたすようなことがないか、気になりました。

佃委員

学校運営協議会というものは、地域に開かれた学校をつくるためには急務であり、やらざるをえないことではあると思いますが、校長先生方の立場、学校を中心としてより良い学校にするために協議会をつくるということになると、現場に対しての説明責任がありますし、この規則は慎重につくる必要があると思います。

そのなかで、委員の任命について、先ほど職務代理もおっしゃいましたが、四條畷市の人口規模で20人というのは、小学校は小学校、中学校は中学校でそれぞれに協議会があって、地域の協力してくださる方々もお忙しいですしそんなにたくさんはいらっしゃらないかもしれないことを考えると、20人という数が夢物語にならないかと思ったり、それぞれの人数が書かれているわけではないので、1人ずつでも良いのかもしれませんが、おおよそその理想として、四條畷市の学校運営協議会はこのようなモデルで、と議論するにしても、校長先生の学校経営を図るにしても、そのようなことが考えやすい人数ということを考えられて、20人という人数が示されているのだと思いますし、文言で言いますと、教育委員会が任命するだけになっていますので、学校のことを一番よくわかっている校長先生の主体性というところを考えると、校長先生の推薦ということも考えてもいいのではないかなと思いました。

もう1点は、学校現場でいつもよく話題になりますのは、学校運営協議会＝教職員の任命権限が持っていかれるのではないかと、そんな簡単なものではないのですが、そのような部分がよく議論されますので、府費負担職員、

(佃委員)	市費負担職員と色々いますけれども、その辺に関して個人を特定しての意見ではなくと明記されていますけれども、誤解を生む表現にならないよう、より良い学校をつくるための意見を求めていますといった表現が使われてはどうかと思います。
山本教育長職務代理者	<p>もう1点、今言われた第4条のところです。</p> <p>実際にそのようなことはあり得ないと思いますが、委員を任命する条件として1から6まで書かれています、これらに人数がありませんので、極端に言うと、6に該当する人を10人選んで協議会とすることが、規則上は可能になります。</p> <p>これは、規則として体を成していないと思いますので、例えば、協議委員は1, 2, 4, 5については少なくとも1人は任命する等といった記述が必要ではないかと思いました。</p>
河田委員	<p>学校と協議会のどちらが主体で子どもたちの教育にあたるかということが、力関係というわけではないのですが、重きはどちらに置かれるかということで、校長先生以外の先生方の意見が入っていきにくくなることはないようにしてほしいと思います。</p> <p>保護者として、やはり学校に主体的に動いていただきたいという気持ちがありますので、その辺ももう少しわかりやすく記載いただきたいと感じました。</p>
植田教育長	<p>大変多岐にわたり、ご意見をいただきました。</p> <p>とりわけ、第4条、第5条に関するところ、そして校長の権限、委員の選出人数につきましては、再検討が必要と判断いたします。</p> <p>よって、この議案第18号につきましては、継続審議と致したくと思いますが、委員の皆さまいかがでしょうか。</p>
植田教育長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、異議がないようですので、議案第18号 四條畷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定については、継続審議いたします。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第19号 四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から、本件の内容説明を願います。</p>

木村教育部次長兼  
学校教育課長

議案第19号 四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正についてです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を別記のとおり改正するにあたり、議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、教諭等がその専門性を発揮し本来の職務に集中できる環境を整備するとともに、事務職員が校務運営により主体的・積極的に参画しやすい環境を整備するためには、各々の標準的な職務の明確化を図る必要があることから、四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正したく、本案を提案したところです。

平成31年1月25日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられました。

その答申では、学校における働き方改革を進めるにあたり、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」を確実に実施するため、文部科学省が取り組むべき方策として、「学校・教師が担うべき業務の範囲について、学校現場や地域、保護者等の間における共有のため、学校管理規則のモデル（学校や教師・事務職員等の標準職務の明確化）を周知」することが明記されました。

また、平成29年4月1日に施行された学校教育法の改正により、事務職員は、学校組織における唯一の総務・財務等に通ずる専門職として、校務運営への参画を一層拡大し、より主体的・積極的に参画することが求められています。

このことより、令和2年7月17日付文部科学省から、「教諭等の標準的な職務の明確化を図るための小学校及び中学校に係る学校管理規則の参考例及び教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例」、「学校管理規則の参考例及び事務職員の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例」が通知されました。

このことを受け、学校管理職、事務職員等との意見交換を経て、本日規則の一部を改正する規則の制定について、ご審議賜りますようお願いいたします。

次の資料をご覧ください。

具体的には、四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則に第4条10の次に、4条の11、教諭等の標準的な職務内容、4条の12に事務職員の標準的な職務内容を付け加えるものであり、詳細については別表第1、第2に示しております。

以上、四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正についてご審議いただきますようお願いいたします。

植田教育長	<p>ありがとうございます。 本件について、質疑等あればお願いします。</p>
佃委員	<p>働き方改革の流れで、このように別表に職務内容を記載することになったのはとても良くわかりますけれども、学校というところはこの内容に記載されている部分の隙間というか、ものすごく複雑な業務のなかで先生方が奮闘されているところであり、改めてこの規則を制定することによって、その辺がそぎ落とされていって、少しでも本当の意味で学校の職員の方、事務職員を含めて働きやすくなるよう、教育委員会としては最大限の配慮を今後絶対に進めていかなければならないと思います。</p> <p>時代の流れとこの規則がうまく回って行って、でも逆にこの規則に書かれていないからできませんということではなく、この規則があることによって先生方や事務職員の方が、仕事に対してわかりやすく、今こういうことをやっているとな納得しながら勤務時間のなかで仕事ができるような体制を教育委員会がつくっていかねばと感じました。</p>
植田教育長	<p>佃委員からも今ありましたように、隙間と言いますか、間にたくさん業務がありますが、それも踏まえて実体的な運用に進めていきたいと思います。</p> <p>それでは他にご意見はないでしょうか。 ここでお諮りいたします。 議案第19号 四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議はないようですので、議案第19号については、原案のとおり可決とすることに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第20号、議案第21号、議案第22号は内容的に関連しておりますので、四條畷市教育委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、一括議題とさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第20号、議案第21号、議案第22号は</p>



<p>(植田教育長)</p>	<p>一括議題といたします</p>
<p>神本公民館長</p>	<p>事務局から本件の内容説明を願います。</p> <p>議案第20号 四條畷市立公民館の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案21号 四條畷市立教育文化センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則について、議案22号 四條畷市市民総合センターの管理・運営に関する規則の改正につきまして、改正理由、改正内容が同様であることから併せての説明とさせていただきます。</p> <p>本改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、四條畷市立公民館、四條畷市市民総合センター及び四條畷市立教育文化センターの管理・運営に関する規則の一部を改正することについて議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由としましては、感染症拡大防止対策による使用時間の短縮など管理上必要な制限を付して使用許可が可能となるよう、規則の一部を改正いたしたく本案を提案いたしました。</p> <p>四條畷市立公民館の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の概要をご覧ください。</p> <p>改正理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るまん延防止等重点措置など施設開館時間の制限の要請に備え、使用時間の短縮など管理上必要な制限を付して貸出しを可能とするためでございます。</p> <p>具体的には、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第3条第2項に「教育委員会は、施設の使用を許可するにあたり、管理上必要な条件を付することができる」を付記し、所要の規則整備を行います。</p> <p>教育文化センター、市民総合センターにおきましても第3条第2項に同条項の付記となります。</p> <p>なお、施行年月日は、いずれも令和3年8月1日といたします。</p> <p>参考まで、四條畷市立市民総合体育館の管理・運営に関する規則では、すでに同条項があり、7月12日からの緊急事態宣言からまん延防止等重点措置に切り替わるタイミングで、条件付きの貸出しとして時間短縮を開始していることを申し添えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>本件について、質疑等あればお願いします。</p>

山本教育長職務代理者	<p>今考えられている使用時間の短縮というものはどのくらいの時間を短縮にするのかということが1点と、使用料の改定がないということは使用料は据え置きということか、2点お願いします。</p>
神本公民館長	<p>1点めの使用時間の短縮についてですが、現在、大阪府のまん延防止措置では1,000㎡以上の施設については午後9時までの利用制限があります。</p> <p>市民総合センター市民ホールがその対象となっていますが、それ以外の施設については、使用時間に影響はありません。</p> <p>短縮については、市及び大阪府の方針に従って時短を考えてまいりたいと思っております。</p> <p>2点めの使用料の減額についての考え方ですが、時短による使用料の減額に関しては、他の条例や規則にも定めがないことや、社会教育施設だけでなく市内各施設にも影響を及ぼすことから、今後の課題と捉えているところですが、既に市民総合体育館では減額をしなくても、トラブルなく条件付きの貸出しをおこなっていることや、大阪市や枚方市等、府内でも同様の対応であることを踏まえ、減額はしない考えです。</p>
植田教育長	<p>それではここで、議案第20号から順番にお諮りいたします。</p> <p>議案第20号 四條畷市立公民館の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第20号については、原案のとおり可決とすることに決しました。</p> <p>次に、議案第21号 四條畷市立教育文化センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第21号については、原案のとおり可決とすることに決しました。</p> <p>次に、議案第22号 四條畷市市民総合センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p>

<p>植田教育長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第22号については、原案のとおり可決とすることに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第14号 四條畷市教育委員会指定管理者選定・評価委員会委員の委嘱についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>村上教育部上席主幹兼主任（生涯学習推進担当）</p>	<p>報告第14号 四條畷市教育委員会 指定管理者 選定・評価委員会 委員の委嘱についてでございます。</p> <p>標記の件について、委員の任期満了に伴い、新たに当該委員を委嘱する必要が生じたため、四條畷市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第16条第4項の規定により、指定管理者選定・評価委員会委員を別紙のとおり委嘱しますのでご報告いたします。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。</p> <p>すべての委員が再任となっており、性別の男女比率は2対3です。</p> <p>委嘱期間につきましては、令和3年8月1日から令和5年7月31日までの2年間でございます。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>本件について、確認、質問等ありましたらお願いします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、その他案件に移ります。</p> <p>事務局からありましたらお願いします。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>5月の教育委員会定例会で議論いただきました、(仮称)四條畷市教育振興基本計画の枠組み及び骨子について、当日のご意見を受け、修正を加え、お手元の内容で確定いたしましたので報告します。</p> <p>内容の説明に入る前に、1点、配布資料の訂正をお願いします。</p> <p>基本方針5 学びを支える教育環境の整備、施策2 持続的で魅力ある学</p>

<p>(板谷教育総務課長)</p>	<p>校教育の検討について、正しくは学校教育の推進となりますので修正をお願いします。</p> <p>枠組み及び骨子に対する修正の概要につきましては、先ず、教育振興基本計画は、教育大綱の基本方針と関連性をもつべきとのご意見を踏まえ、体系図に教育大綱の基本方針を併記し、関連性が可視化できる内容へと改めました。</p> <p>次に、基本方針2 個を認め、寄り添い、活かす教育の推進の、施策1 教育と福祉の連携と表現していた部分について、目的と手段が混同しているように感じるとのご意見をいただきましたので、ライフステージに応じた継続的な支援の充実へと改めさせていただきました。</p> <p>また、生涯学習について、義務教育→高校→大学→社会人への接続が大切であるとのご意見がありましたので、基本方針6としていた豊かな生涯学習活動と地域を創造する学びの環境整備の内容を、基本方針4へと繰り上げ、体系図の流れを子どもの教育、地域コミュニティ、生涯学習、学びの環境整備と続くよう変更させていただきました。</p> <p>その他、よりわかりやすく伝わりやすい表現へとの考えにより、策定委員会のなか、言い回し等の再検討をおこない、本日ご提示の内容で確定させていただいたことを、ご報告いたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>確認、質問等ございましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、引き続きその他案件をお願いします。</p>
<p>田中図書館長 (田中図書館長)</p>	<p>図書館から、臨時開館についてです。</p> <p>図書館では、夏季休業中における子どもたちの読書活動の推進並びに宿題等への対応を趣旨に、通常休館日である月曜日を、例年、夏季休業期間中は臨時に開館し、利便性の向上に努めています。</p> <p>今年度も同様に、夏季休業期間中は、月曜日を臨時に開館いたしますのでご報告いたします。</p> <p>対象日は、7月26日、8月2日、9日、16日、23日の計5日間、開館時間は土日祝日と同じ、午前9時30分から午後5時までとします。</p> <p>7月26日は既に実施済みであり、ご報告が遅くなったことをお詫びいたします。</p> <p>残りの4日間についても、多くの子どもたちに利用してもらえよう努め</p>

<p>植田教育長</p>	<p>てまいります。</p> <p>ありがとうございます。 何か質問等ございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、その他案件3つめをお願いいたします。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>6月30日以降の新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応について、本日机上配布させていただいた別紙のとおり、報告いたします。</p> <p>令和3年8月22日まで、まん延防止等重点措置実施期間に移行したことに伴い、別添のと通りの学校の学習活動は継続しています。</p> <p>次に、学校の臨時休業につきましては、7月25日(日曜日)に1件、生徒から感染者がでたため、クラブ活動等中止し、臨時休業としたものです。</p> <p>続き、学校施設については、記載のとおり小中学校運動場及び旧東小学校(運動場・体育館)は7月21日(木)から制限を解除しています。</p> <p>次に社会教育施設、屋内外の運営状況といたしましては、7月21日から屋内外の社会教育施設の貸出の制限を解除、ただし、市民総合体育館及び夜間運動場の利用時間については21時までとしています。</p> <p>私からは以上です</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。 何か質問等ございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、その他案件4つめをお願いいたします。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>公共施設再編検討会の検討状況について、北田施設再編室課長より報告いただきます。</p>
<p>北田施設再編室課長</p>	<p>それでは、四條畷市公共施設再編検討会の検討状況について、内容説明いたします。</p> <p>本日、ご説明させていただく内容としましては、令和3年6月24日(木)に令和3年度第1回四條畷市公共施設再編検討会開催いたしましたので、その内容について、ご説明いたします。</p> <p>はじめに、配布資料の説明をおこないますので、資料目次の裏面をご覧ください</p>

ださい。

今回、配布させていただく資料の頭には、コメ印を付記しており、本日の会議用の資料番号を1から5まで付番しております。

紙の資料につきましても、同じ資料番号をゴム印で記載しておりますので、内容説明にあつては、その資料番号でご説明申し上げます。

それでは、資料番号1をご覧ください。

当日の案件内容でございます。

先ず、日程第1、案件第1号としまして、議事内容の公開方法について、お諮りいたしました。

当日の傍聴は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、自粛をお願いしていたため、議事録要旨を公開するまでの間、会議の録画映像を市ホームページに公開することについて、案件を提出し、公開していくことでご承認をいただきました。

なお、現在も、録画映像については、市ホームページに掲載しており、ご視聴いただくことは可能でございます。

次に、日程第2 前回の議論の振り返りでございます。

3月の教育委員会定例会におきまして、内容についてはご説明しておりますので、資料の内容について、補足説明いたします。

資料番号2 前回の振り返りの3頁をお開きください。

前回会議におきましては、A班からC班までの3班に分かれて、個別具体の再編についてご議論いただきました。

各班で議論した施設機能の配置マップと再編のねらい・考え方シートを4頁から9頁にかけて、写真に記録しておりますので、後程ご覧ください。

次に、資料番号3 グループワーク各班成果の資料をご説明いたします。

2頁をお開きください。こちらは、A班の再編検討でございます。

3頁をご覧ください。こちらはA班の機能配置マップでございます。

4頁をお開きください。こちらはA班の再編のねらい・考え方でございます。資料2に記載しておりました写真の内容を3頁、4頁でデータ化したものでございます。

5頁以降につきましては、A班の内容と同様に、B班、C班の分も作成しておりますので、後程、ご確認のほど、よろしく願いいたします。

では、次に資料番号1 次第に戻りまして、日程第3 案件第2号の当日の検討事項について、内容説明いたします。

資料番号4 グループワーク再編案の分析・整理の2頁をご覧ください。

(北田施設再編室  
課長)

グループワークで各班からいただいた意見を整理し、敷地ごとの視点から、各班で提案いただいた機能の配置を一覧にまとめました。

機能の下に実線で引いている機能は、全ての班が共通する機能、破線は、2班で一致した機能を表しています。

3頁をご覧ください。

2頁の内容をもとにマップに整理しております。

4頁をご覧ください。全班で意見が一致するもの、3班で意見が一致するもの、各班で意見が一致しないもの、追加機能等の4点に分け、議論を進めていく内容としております。

次に、5頁、6頁については、個別具体の議論を進めるにあたって、前提条件となる内容について、振り返りをしております。

7頁をご覧ください。

8頁以降は、機能の視点から各班議論における15施設の機能の配置先などについて、記載しており、その記載内容に係る説明資料となっており、各議題に対する各班意見の状況と個別施設計画との整合性については、整理したものでございます。

当日は、こちらの資料をもとに議論を進めてまいりました。

なお、資料番号5 検討対象施設・機能分類一覧表については、議論に際して、各施設が有する施設機能の資料が必要となるため、再度、配布したものでございます。

以上が本日の配布資料に係る内容説明でございます。

次に、当日の議論における概要を、ご説明申し上げます。

まず、今後の検討会の議論の進め方に関して、意見を一つにまとめていくための議論を行うのかとのご質問があり、これについては、一つの結論を固めていく方法以外に、意見が分かれているとの提案方法もあることから、今後の再編議論に併せて、検討していくこととなりました。

次に、今後のスケジュールですが、次回の会議で当初予定していた会議数に達しますが、議論の進捗状況によっては、引き続き検討していくこととしております。

次に、対象施設における整備の進め方に関してご意見がありました。

まず、四條畷南中学校跡地について、他の施設の建替などの際、仮設施設と利用し、仮設費の削減を図るとともに、将来的にはサービス拠点として整備するのであれば、市民にも理解してもらえないのではないかというご意見、再編計画が30年スパンということで、建替を含めた整備の順番が重要との

(北田施設再編室  
課長)

ご意見、整備の順番は、ある程度の方向性が見えてきた段階で、具体的に検討とのご意見などがございました。

次に、各施設に対するご意見でございますが、教育委員会に関連する施設を抽出してご説明しますので、資料番号4 グループワーク再編案の整理・分析の8頁の上段をご覧ください。

先ず、①市民総合センター機能でございますが、いずれの班も現在の場所で維持との内容であり、当日のご意見としては、駅やバス停などのアクセス面で利便性が高く、周辺道路は歩道が整備されており安全性もあるとのご意見、国道163号と170号が交差する都市構造において資源的な価値を有しているとのご意見などがございました。

次に、③歴史民俗資料館機能でございますが、いずれの班も現在の場所で維持との内容であり、当日のご意見としては、ソフト面という観点から、宝塚歌劇団の公演主題に起用されるなど高い価値を有するコンテンツであるためソフト面でうまく活用することが出来ればよいとのご意見、歴史資産を巡る拠点施設とするなど、PR面を強化して人を呼び込めるような工夫が必要ではないかとのご意見、貴重な資源や情報が丁寧に展示されており、市域を超えての魅力発信が重要とのご意見、市内外からの来訪者を増やすためのSNSを利用した情報発信や定期的な来訪を増やすために古民家カフェなどの機能整備などが効果的ではないかとのご意見、配置先について、土蔵にこだわる必要があるのかといったご意見があった一方で、土蔵のある土地に施設を建てるにあたって寄附等で尽力された方々の思いや背景を断ち切って良いのかというご意見もありました。

次に、9頁の⑫四條畷南中学校跡地でございますが、いずれの班も現在の有しているグラウンドや建物については、現在の配置にとの内容であり、当日のご意見としては、感染症対策も踏まえ、空き教室を小規模単位の避難空間として有効活用できるのではないかとのご意見、エレベーターが整備されているため、高齢者や身障者も利用しやすい施設として利用できることのご意見、市が進める施設整備は遅い、市庁舎の建替が固まれば、南中跡地を仮庁舎として活用でき、これが完了した後に跡地整備の検討をしても良いのではないかとのご意見などがございました。

最後に、資料の項目にはございませんが、再編検討全般に係るご意見として、再編に要する期間が30年というのは長すぎではないか、もう少し短いスパンで考えても良いのではとのご意見があった一方で、30年という長期的な視点で施設再編を検討するため、下の世代へ引き継ぐ意識も重要、既存施設機能の有効活用と将来の継続的な利用を考慮した検討のなかで、市民の

(北田施設再編室  
課長)



植田教育長	<p>ニーズと市の供給コンテンツをマッチさせるなど、再編が完了するまでの期間を埋める工夫が必要とのご意見がありました。</p> <p>また、ソフト面での有効活用は短いスパンで実施できるとのご意見や今ある施設の再編方針が議論のベースとなっているが、それだけでなく、新しい機能を付与する場合にはどのような方法があり得るのかという議論も重要とのご意見などがございました。</p> <p>以上、四條畷市公共施設再編検討会の検討状況についての内容説明でございます。</p> <p>ありがとうございます。 何か質問等ございますか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
植田教育長	<p>それでは、本日予定の案件の審議はすべて終了いたしました。 これをもちまして定例会を閉会いたします。 お疲れ様でございました。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月22日

四條畷市教育長 植田 篤司  
四條畷市教育委員 佃 千春